令和6年度 苅 田 町 地域密着型サービス事業者 集団指導資料

【制度改正関係】

居宅介護支援

<改定事項>

①居宅介護支援における特定事業所加算の見直し・・・・・・・・・・1
②居宅介護支援事業所が介護予防支援を行う場合の取扱い・・・・・・・4
③他のサービス事業所との連携によるモニタリング・・・・・・・・・5
④入院時情報連携加算の見直し・・・・・・・・・・・・・・・5
⑤通院時情報連携加算の見直し・・・・・・・・・・・・・・・・・6
⑥ターミナルケアマネジメント加算等の見直し・・・・・・・・・・7
⑦ケアプラン作成に係る「主治の医師等」の明確化・・・・・・・・・フ
⑧公正中立性の確保のための取組の見直し・・・・・・・・・・・8
⑨介護支援専門員1人当たりの取扱件数(報酬)及び(基準)・・・・・・8
⑩同一建物に居住する利用者へのケアマネジメント・・・・・・・・・9
⑪特別地域加算、中山間地域等の小規模事業所加算及び中山間地域に居住する者へのサービス提供加算の
対象地域の明確化・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・10
〇管理者要件・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・10

①居宅介護支援における特定事業所加算の見直し①

1.(1)① 居宅介護支援における特定事業所加算の見直し①

概要

【居宅介護支援】

- 居宅介護支援における特定事業所加算の算定要件について以下の見直しを行う。 【告示改正】 ア 多様化・複雑化する課題に対応するための取組を促進する観点から、「ヤングケアラー、障害者、生活困窮者、 難病患者等、他制度に関する知識等に関する事例検討会、研修等に参加していること」を要件とするとともに、 評価の充実を行う。
 - (主任)介護支援専門員の専任要件について、居宅介護支援事業者が介護予防支援の提供や地域包括支援センターの委託を受けて総合相談支援事業を行う場合は、これらの事業との兼務が可能である旨を明確化する。
 - ウ 事業所における毎月の確認作業等の手間を軽減する観点から、運営基準減算に係る要件を削除する。
 - エ 介護支援専門員が取り扱う1人当たりの利用者数について、居宅介護支援費の見直しを踏まえた対応を行う。

単位数

<現行>

特定事業所加算(1) 505単位/月 407单位/月

特定事業所加算(II) 特定事業所加算(III) 309単位/月 特定事業所加算(A) 100単位/月

<改定後>

特定事業所加算(1) 519 单位/月 (変更)

特定事業所加算(II) 特定事業所加算(III) 421単位/月 (変更) 323単位/月 (変更)

特定事業所加算(A) 114 单位/月 (変更)

1. (1) ① 居宅介護支援における特定事業所加算の見直し②

算定要件等

MONEY.	(1)	(II)	(111)	(A)	
算定要件		421単位	323単位	114単位	
(1) 専う指定居宅介護支援の提供に当たる常動の主任介護支援専門員を配置していること。 ※利用者に対する指定居宅介護支援の提供に支障がない場合は、当該指定居宅介護支援事業所の他の職務と兼務をし、又は同一敷地内にある他の事業所の職務と兼務をしても差し支えない。	2名以上	1名以上	1名以上	1名以上	
(2) 専ら指定属宅介護支援の提供に当たる常勤の介護支援専門員を配置していること。 ※利用者に対する指定居宅介護支援の提供に支障がない場合は、当該指定居宅介護支援事業所の他の職務と兼務をし、又は同一敷地内にある指定介護予防支援事業所の職務と兼務をしても差し支えない。	3名以上	3名以上	2名以上	策助 - 非策 各1名以上	
(3)利用者に関する情報又はサービス提供に当たっての留意事項に係る伝達等を目的とした会議を定期的に開催すること	0				
(4) 24時間連絡体制を確保し、かつ、必要に応じて利用者等の相談に対応する体制を確保していること	0			O 連携でも可	
(5) 算定日が属する月の利用者の総数のうち、要介護状態区分が要介護3、要介護4又は要介護5である者の占める割合が100分の40以上であること	o: ×				
(6) 当該指定居宅介護支援事業所における介護支援専門員に対し、計画的に研修を実施していること。		O 連携でも可			
(7) 地域包括支援センターから支援が困難な事例を紹介された場合においても、当該支援が困難な事例に係る者に指定居宅介護支援を提供していること	o				
(8) 家族に対する介護等を日常的に行っている児童や、障害者、生活阻碍者、難病患者等、高齢者以外 の対象者への支援に関する知識等に関する事例検討会、研修等に参加していること	o				
(9) 居宅介護支援費に係る 運営基準展算又は 特定事業所集中減算の適用を受けていないこと	o				
(10)指定居宅介護支援事業所において指定居宅介護支援の提供を受ける利用者数が当該指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員1人当たり45名未満(居宅介護支援費(Ⅱ)を算定している場合は50名未満)であること	٥				
(11) 介護支援専門員実務研修における科目「ケアマネジメントの基礎技術に関する実習」等に協力又は協力体制を確保していること(平成28年度の介護支援専門員実務研修受講試験の合格発表の日から適用)	٥			〇 連携でも可	
(12) 他の法人が運営する指定居宅介護支援事業者と共同で事例検討会、研修会等を実施していること		0		連携でも可	
(13)必要に応じて、多様な主体等が提供する生活支援のサービス(インフォーマルサービスを含む)が 気括的に提供されるような展宅サービス計画を作成していること					

【留意事項】

特定事業所加算について(変更点)

特定事業所加算の各算定要件については、次に定めるところによる。

- ① 体制要件
- イ 計画的な研修の実施

厚生労働大臣が定める基準(平成27年厚生労働省告示第95号。以下「大臣基準告示」という。)第3号イ(1)の「訪問介護員等ごと及びサービス提供責任者ごとに研修計画を作成」については、当該事業所におけるサービス従事者の資質向上のための研修内容の全体像と当該研修実施のための勤務体制の確保を定めるとともに、訪問介護員等及びサービス提供責任者について個別具体的な研修の目標、内容、研修期間、実施時期等を定めた計画を策定しなければならない。

ロ~ホ(省略)

へ 看取り期の利用者への対応体制

- a 同号イ(7)の(二)については、aからdまでに掲げる基準に適合する事業所のeに掲げる基準に適合する利用者(以下、「看取り期の利用者」という)に対するサービスを提供する体制をPDCAサイクルにより構築かつ強化していくこととし、指定訪問介護事業所において行った看取り期の利用者への対応及び体制構築について評価するものである。
- b 管理者を中心として、介護職員、看護職員、介護支援専門員等による協議の上、「看取り期における対応方針」が定められていることが必要であり、同対応方針においては、例えば、次に掲げる事項を含むこととする。
 - ・当該事業所における看取り期における対応方針に関する考え方
 - ・訪問看護ステーション等との連携体制(緊急時の対応を含む。)
 - ・利用者等との話し合いにおける同意、意思確認及び情報提供の方法
 - ・利用者等への情報提供に供する資料及び同意書等の様式
 - その他職員の具体的対応等
- c 看取り期の利用者に対するケアカンファレンス、看取り期における対応の実践を振り返ること等により、看取り期における対応方針の内容その他看取り期におけるサービス提供体制について、適宜見直しを行う。
- d 看取り期の利用者に対するサービス提供においては、次に掲げる事項を介護記録等に記録し、多職 種連携のための情報共有を行うこと。
 - ・利用者の身体状況の変化及びこれに対する介護についての記録
 - ・看取り期におけるサービス提供の各プロセスにおいて利用者及び家族の意向を把握し、それに基づアセスメント及び対応の経過の記録
- e 利用者の看取りに関する理解を支援するため、利用者の状態又は家族の求め等に応じ、随時、介護 記録等その他の利用者に関する記録の開示又は当該記録の写しの提供を行う際には、適宜、利用者等 に理解しやすい資料を作成し、代替することは差し支えない。
- f 指定訪問介護事業所は、入院の後も、家族や入院先の医療機関等との継続的な関わりを持つことが必要である。

なお、情報の共有を円滑に行う観点から、事業所が入院する医療機関等に利用者の状態を尋ねたときに、当該医療機関等が事業所に対して本人の状態を伝えることについて、入院の際、本人又は家族に対して説明をし、文書にて同意を得ておくことが必要である。

g 本人又はその家族に対する随時の説明に係る同意については、口頭で同意を得た場合は、介護記録 にその説明日時、内容等を記載するとともに、同意を得た旨を記載しておくことが必要である。また、 適切な看取り期における取組が行われていることが担保されるよう、介護記録に職員間の相談日時、 内容等を記載するとともに、本人の状態や、家族に対する連絡状況等について記載しておくことが必要である。

なお、家族が利用者の看取りについてともに考えることは極めて重要であり、事業所は、定期的に 連絡を取ることにより、可能な限り家族の意思を確認しながら介護を進めていくことが重要である。

- h 看取り期の利用者に対するサービス提供に当たっては、厚生労働省「人生の最終段階における医療・ケアの決定プロセスに関するガイドライン」等を参考にしつつ、本人の意思を尊重した医療・ケアの 方針が実施できるよう、多職種が連携し、本人及びその家族と必要な情報の共有等に努めること。
- ・中山間地域等に居住する者へのサービス提供体制
 - a 同号ホ(2)及び(3)については、中山間地域等において、地域資源等の状況により、やむを得ず移動距離等を要し、事業運営が非効率にならざるを得ない状況の中、指定訪問介護事業所が利用者へ継続的なサービス提供体制を構築していることについて評価するものである。
 - b 同号ホ(2)の「通常の事業の実施地域(指定居宅サービス等基準第29条第5号に規定する通常の事業の実施地域をいう。)の範囲内であって、厚生労働大臣が定める中山間地域等の地域(平成21年厚生労働省告示第83号)第2号に規定する地域(以下「中山間地域等」という。)に居住している利用者に対して、継続的に指定訪問介護を提供していること」とは、指定訪問介護事業所における通常の事業の実施地域の範囲内であって、中山間地域等に居住する利用者へのサービス提供実績が前年度(3月を除く。)又は届出日の属する月の前3月の1月当たりの平均で1人以上であることをいう。また、この場合の実績の平均について、当該期間に指定訪問介護の提供を行った利用実人員を用いて算定するものとする。
 - c 同号ホ(2)の「当該利用者の居宅の所在地と最寄りの指定訪問介護事業所との間の距離が7キロメートルを超える場合に限る」とは、指定訪問介護事業所と利用者の居宅までの実際の移動に要する距離が片道7キロメートルを超える場合をいうものである。
 - d 同号ホ(3)については、利用者にとって必要なサービスを必要なタイミングで提供し、総合的に利用者の在宅生活の継続を支援するため、訪問介護計画について、利用者の心身の状況や家族を取り巻く環境の変化を踏まえ、指定訪問介護事業所のサービス提供責任者等が起点となり、訪問介護員等、サービス提供責任者その他地域の関係者が共同し、随時適切に見直しを行う必要がある。
- ※令和6年度介護報酬改定Q&A(Vol. 1)問 116~問 117

②居宅介護支援事業所が介護予防支援を行う場合の取扱い

1.(1)② 居宅介護支援事業者が市町村から指定を受けて介護予防支援を行う場合の取扱い①

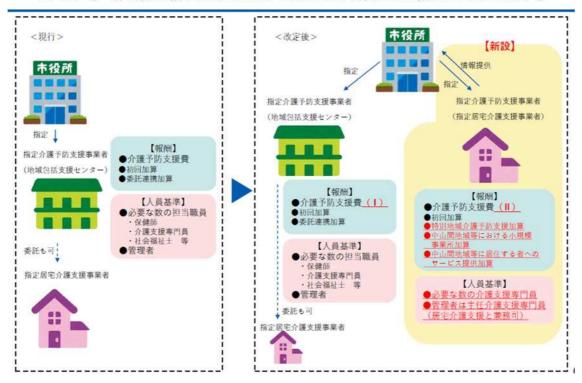
概要 【介護予防支援】

- 令和6年4月から居宅介護支援事業者も市町村からの指定を受けて介護予防支援を実施できるようになることから、以下の見直しを行う。
 - ア 市町村長に対し、介護予防サービス計画の実施状況等に関して情報提供することを運営基準上義務付けること に伴う手間やコストについて評価する新たな区分を設ける。 【省令改正】 【告示改正】
 - イ 以下のとおり運営基準の見直しを行う。【省令改正】
 - i 居宅介護支援事業所が現在の体制を維持したまま円滑に指定を受けられるよう、居宅介護支援事業者が指定 を受ける場合の人員の配置については、介護支援専門員のみの配置で事業を実施することを可能とする。
 - ii また、管理者を主任介護支援専門員とするとともに、管理者が他の事業所の職務に従事する場合(指定居宅 介護支援事業者である指定介護予防支援事業者の場合であって、その管理する指定介護予防支援事業所の管理 に支障がないときに限る。)には兼務を可能とする。
 - ウ 居宅介護支援と同様に、特別地域加算、中山間地域等における小規模事業所加算及び中山間地域等に居住する 者へのサービス提供加算の対象とする。 【告示改正】

単位数・算定要件等



1.(1)② 居宅介護支援事業者が市町村から指定を受けて介護予防支援を行う場合の取扱い②



③他のサービス事業所との連携によるモニタリング

1. (1) ③ 他のサービス事業所との連携によるモニタリング

概要

【居宅介護支援、介護予防支援】

- 人材の有効活用及び指定居宅サービス事業者等との連携促進によるケアマネジメントの質の向上の観点から、以 下の要件を設けた上で、テレビ電話装置その他の情報通信機器を活用したモニタリングを可能とする見直しを行う。
 - 利用者の同意を得ること。
 - イ サービス担当者会議等において、次に掲げる事項について主治医、担当者その他の関係者の合意を得ていること。
 - i 利用者の状態が安定していること。
 - 利用者がテレビ電話装置等を介して意思疎通ができること(家族のサポートがある場合も含む) Ⅲ テレビ電話装置等を活用したモニタリングでは収集できない情報について、他のサービス事業者との連携に より情報を収集すること
 - ウ 少なくとも2月に1回(介護予防支援の場合は6月に1回)は利用者の居宅を訪問すること。

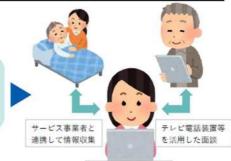
利用者の同意

サービス担当者会議等





- ・ 利用者の状態が安定している 利用者がテレビ電話装置等を
- 介して意思疎通ができる 他のサ ービス事業者との連携 により情報を収集する



オンラインでの モニタリングが可能

※令和6年度介護報酬改定Q&A(Vol.1)問 106~問 111 参照 令和6年度介護報酬改定Q&A(Vol.3)問5参照

④入院時情報連携加算の見直し

1. (3) ⑩ 入院時情報連携加算の見直し

概要

【居宅介護支援】

入院時情報連携加算について、入院時の迅速な情報連携をさらに促進する観点から、現行入院後3日以内又は入 院後7日以内に病院等の職員に対して利用者の情報を提供した場合に評価しているところ、入院当日中又は入院後 3日以内に情報提供した場合に評価するよう見直しを行う。その際、事業所の休業日等に配慮した要件設定を行う。 【告示改正】

単位数・算定要件等

※(1)(||)いずれかを算定

<現行>

入院時情報連携加算(1) 200単位/月

利用者が病院又は診療所に入院してから3日以内に、 当該病院又は診療所の職員に対して当該利用者に係る必 要な情報を提供していること。



<改定後>

<改定後>

入院時情報連携加算(1) 250単位/月(変更)

利用者が病院又は診療所に入院した日のうちに、当該病院 又は診療所の職員に対して当該利用者に係る必要な情報を提 供していること。

※ 入院日以前の情報提供を含む。※ 営業時間終了後又は営業日以外の日に入院した場合は、入院日の 翌日を含む。

<現行>

入院時情報連携加算(II) 100単位/月

利用者が病院又は診療所に入院してから4日以上7日 以内に、当該病院又は診療所の職員に対して当該利用者 に係る必要な情報を提供していること。



入院時情報連携加算(II) 200 単位/月(変更)

利用者が病院又は診療所に入院した日の翌日又は翌々日に、 当該病院又は診療所の職員に対して当該利用者に係る必要な 情報を提供していること。

※ 営業時間終了後に入院した場合であって、入院日から起算して3 日目が営業日でない場合は、その翌日を含む。

【留意事項】

入院時情報連携加算について

入院時情報連携加算(I)

利用者が入院した日のうちに、医療機関の職員に対して必要な情報を提供した場合に所定単位数を算定する。なお、入院の日以前に情報提供した場合及び指定居宅介護支援事業所における運営規程に定める営業時間終了後又は営業日以外の日に入院した場合であって、当該入院した日の翌日に情報を提供した場合も、算定可能である。

入院時情報連携加算(Ⅱ)

利用者が入院した日の翌日又は翌々日に、医療機関の職員に対して必要な情報を提供した場合に所定単位数を算定する。なお、運営規程に定める当該指定居宅介護支援事業所の営業時間終了後に入院した場合であって、当該入院した日から起算して3日目が運営規程に定める当該指定居宅介護支援事業所の営業日以外の日に当たるときは、当該営業日以外の日の翌日に情報を提供した場合も、算定可能である。

※令和6年度介護報酬改定Q&A (Vol.1) 問 118~問 119 参照

⑤通院時情報連携加算の見直し

1. (3) ⑪ 通院時情報連携加算の見直し

概要

【居宅介護支援】

○ 通院時情報連携加算について、利用者の口腔衛生の状況等を適切に把握し、医療と介護の連携を強化した上でケアマネジメントの質の向上を図る観点から、医師の診察を受ける際の介護支援専門員の同席に加え、利用者が歯科医師の診察を受ける際に介護支援専門員が同席した場合を同加算の対象とする見直しを行う。 【告示改正】

単位数

<現行>

通院時情報連携加算 50単位



<改定後> 変更なし

算定要件等

○ 利用者が病院又は診療所において医師<u>又は歯科医師</u>の診察を受けるときに介護支援専門員が同席し、医師<u>又は歯科医師</u>等に対して当該利用者の心身の状況や生活環境等の当該利用者に係る必要な情報の提供を行うとともに、医師<u>又は歯科医師</u>等から当該利用者に関する必要な情報の提供を受けた上で、居宅サービス計画に記録した場合は、利用者1人につき1月に1回を限度として所定単位数を加算する。

【留意事項】

通院時情報連携加算について

当該加算は、利用者が医師又は歯科医師の診察を受ける際に同席し、医師又は歯科医師等に利用者の心身の状況や生活環境等の必要な情報提供を行い、医師又は歯科医師等から利用者に関する必要な情報提供を受けた上で、居宅サービス計画等に記録した場合に、算定を行うものである。なお、同席にあたっては、利用者の同意を得た上で、医師又は歯科医師等と連携を行うこと。

⑥ターミナルケアマネジメント加算等の見直し

1. (4) ⑥ ターミナルケアマネジメント加算等の見直し

概要

【居宅介護支援】

○ ターミナルケアマネジメント加算について、自宅で最期を迎えたいと考えている利用者の意向を尊重する観点から、人生の最終段階における利用者の意向を適切に把握することを要件とした上で、当該加算の対象となる疾患を末期の悪性腫瘍に限定しないこととし、医師が一般に認められている医学的知見に基づき、回復の見込みがないと診断した者を対象とする見直しを行う。併せて、特定事業所医療介護連携加算におけるターミナルケアマネジメント加算の算定回数の要件についても見直しを行う。【告示改正】

算定要件等

○ターミナルケアマネジメント加算

<現行>

在宅で死亡した利用者 (未期の悪性腫瘍の患者に限る。) に対して、その死亡日及び死亡日前14日以内に2日以上、当該利用者又はその家族の同意を得て、当該利用者の居宅を訪問し、当該利用者の心身の状況等を記録し、主治の医師及び居宅サービス計画に位置付けた居宅サービス事業者に提供した場合



<改定後>

在宅で死亡した利用者に対して、<u>終末期の医療やケアの方針に関する当該利用者又はその家族の意向を把握した上で、</u>その死亡日及び死亡日前14日以内に2日以上、当該利用者又はその家族の同意を得て、当該利用者の高島できる時間し、当該利用者の心身の状況等を記録し、主治の医師及び居宅サービス計画に位置付けた居宅サービス事業者に提供した場合

○特定事業所医療介護連携加算

<現行>

前々年度の3月から前年度の2月までの間においてターミナルケアマネジメント加算を5回以上算定していること。



<改定後>

前々年度の3月から前年度の2月までの間においてターミナルケアマネジメント加算を15回以上算定していること。

※ 会和7年3月31日までの間は、なお役前の例によるものとし、同年4月1日から会和8年3月31日までの間は、会和6年3月におけるターミナルケアマネジメント加算の胃室回数に3を乗じた数に会和6年4月から会和7年2月までの間におけるターミナルケアマネジメント加算の胃室回数を加えた数が15以上であることとする。

⑦ケアプラン作成に係る「主治の医師等」の明確化

2.(1) 12 ケアプラン作成に係る「主治の医師等」の明確化

概要

【居宅介護支援、介護予防支援、(訪問リハビリテーション★、通所リハビリテーション★)】

○ 退院後早期に介護保険のリハビリテーションを開始することを可能とする観点から、介護支援専門員が居宅サービス計画に通所リハビリテーション・訪問リハビリテーションを位置付ける際に意見を求めることとされている「主治の医師等」に、入院中の医療機関の医師を含むことを明確化する。【通知改正】

算定要件等

○ 居宅介護支援等の具体的取扱方針に以下の規定を追加する(居宅介護支援の例)※赤字が追記部分

<指定居宅介護支援の具体的取扱方針>

訪問リハビリテーション、通所リハビリテーション等については、主治の医師等がその必要性を認めたものに限られるものであることから、介護支援専門員は、これらの医療サービスを居宅サービス計画に位置付ける場合にあっては主治の医師等の指示があることを確認しなければならない。

このため、利用者がこれらの医療サービスを希望している場合その他必要な場合には、介護支援専門員は、あらかじめ、利用者の同意を得て主治の医師等の意見を求めるとともに、主治の医師等とのより円滑な連携に資するよう、当該意見を踏まえて作成した居宅サービス計画については、意見を求めた主治の医師等に交付しなければならない。なお、交付の方法については、対面のほか、郵送やメール等によることも差し支えない。

また、ここで意見を求める「主治の医師等」については、要介護認定の申請のために主治医意見書を記載した医師に限定されないことに留意すること。特に、訪問リハビリテーション及び通所リハビリテーションについては、医療機関からの退院患者において、退院後のリハビリテーションの早期開始を推進する観点から、入院中の医療機関の医師による意見を踏まえて、速やかに医療サービスを含む居宅サービス計画を作成することが望ましい。(後略)

⑧公正中立性の確保のための取組の見直し

3. (3) 4 公正中立性の確保のための取組の見直し

概要

【居宅介護支援】

- 事業者の負担軽減を図るため、次に掲げる事項に関して利用者に説明し、理解を得ることを居宅介護支援事業者 の努力義務とする。【省令改正】
 - 前6か月間に作成したケアプランにおける、訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護及び福祉用具貸与の各 サービスの割合
 - 前6か月間に作成したケアプランにおける、訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護及び福祉用具貸与の各 サービスにおける、同一事業者によって提供されたものの割合

基準

<現行>

指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の 提供の開始に際し、あらかじめ、前6月間に当該指 定居宅介護支援事業所において作成された居宅サー ピス計画の総数のうちに訪問介護、通所介護、福祉 用具貸与及び地域密着型通所介護(以下「訪問介護 等」という。)がそれぞれ位置付けられた居宅サー ピス計画の数が占める割合、前6月間に当該指定居 宅介護支援事業所において作成された居宅サービス 計画に位置付けられた訪問介護等ごとの回数のうち に同一の指定居宅サービス事業者又は指定地域密着 型サービス事業者によって提供されたものが占める 割合等につき説明を行い、理解を得なければならな

<改定後>

指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提 供の開始に際し、あらかじめ、<u>利用者又はその家族に対し、</u>前6月間に当該指定居宅介護支援事業所におい て作成された居宅サービス計画の総数のうちに訪問介 護、通所介護、福祉用具貸与及び地域密着型通所介護 (以下「訪問介護等」という。) がそれぞれ位置付け られた居宅サービス計画の数が占める割合、前6月間 に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居 宅サービス計画に位置付けられた訪問介護等ごとの回 数のうちに同一の指定居宅サービス事業者又は指定地 域密着型サービス事業者によって提供されたものが占 める割合につき説明を行い、理解を得るよう努めなけ ればならない。



⑨介護支援専門員1人当たりの取扱件数(報酬)及び(基準)

3. (3) (5) 介護支援専門員1人当たりの取扱件数(報酬)

概要

【居宅介護支援】

- 居宅介護支援事業所を取り巻く環境の変化を踏まえ、ケアマネジメントの質を確保しつつ、業務効率化を進め人 材を有効活用するため、居宅介護支援費について、以下の見直しを行う。【告示改正】 ア 居宅介護支援費(I)(i)の取扱件数について、現行の「40未満」を「45未満」に改めるとともに、居宅介
 - 護支援費(I)(ii)の取扱件数について、現行の「40以上60未満」を「45以上60未満」に改める。
 - イ 居宅介護支援費 (Ⅱ) の要件について、ケアプランデータ連携システムを活用し、かつ、事務職員を配置して いる場合に改めるとともに、居宅介護支援費(II)(i)の取扱件数について、現行の「45 未満」を「50 未満」に改め、居宅介護支援費(II)(ii)の取扱件数について、現行の「45 以上 60 未満」から「50 以上 60 未 満」に改める。
- ウ 居宅介護支援費の算定に当たっての取扱件数の算出に当たり、指定介護予防支援の提供を受ける利用者数につ いては、3分の1を乗じて件数に加えることとする。



3.(3) (6) 介護支援専門員1人当たりの取扱い件数(基準)

概要

【居宅介護支援】

- 基本報酬における取扱件数との整合性を図る観点から、指定居宅介護支援事業所ごとに1以上の員数の常勤の介護支援専門員を置くことが必要となる人員基準について、以下の見直しを行う。【省令改正】
 - ア 原則、要介護者の数に要支援者の数に3分の1を乗じた数を加えた数が44又はその端数を増すごとに1とする。
- イ 指定居宅介護支援事業者と指定居宅サービス事業者等との間において、居宅サービス計画に係るデータを電子的に送受信するための公益社団法人国民健康保険中央会のシステム(ケアプランデータ連携システム)を活用し、かつ、事務職員を配置している場合においては、要介護者の数に要支援者の数に3分の1を乗じた数を加えた数が49又はその端数を増すごとに1とする

基準

介護支援専門員の員数

<現行>

利用者の数が35又はその端数を増すごとに1とする。



<改定後>

- ・利用者の数(指定介護予防支援を行う場合にあっては、当該事業所における指定居宅介護支援の利用者の数に当該事業所における指定介護予防支援の利用者の数に3分の1を乗じた数を加えた数。)が44又はその端数を増すごとに一とする。
- ・ 指定居宅介護支援事業所が、ケアプランデータ連携システムを利用し、かつ、事務職員を配置している場合は、利用者の数が49又はその端数を増すごとに一とする。

※令和6年度介護報酬改定Q&A(Vol.1)問114~問115参照

⑩同一建物に居住する利用者へのケアマネジメント

4. (1) ⑧ 同一建物に居住する利用者へのケアマネジメント

概要

【居宅介護支援】

○ 介護報酬が業務に要する手間・コストを評価するものであることを踏まえ、利用者が居宅介護支援事業所と併設・隣接しているサービス付き高齢者向け住宅等に入居している場合や、複数の利用者が同一の建物に入居している場合には、介護支援専門員の業務の実態を踏まえた評価となるよう見直しを行う。【告示改正】

単位数

<現行> なし



<改定後>

同一建物に居住する利用者へのケアマネジメント 所定単位数の95%を算定 (新設)

算定要件等

対象となる利用者

- 指定居宅介護支援事業所の所在する建物と同一の敷地内、隣接する敷地内の建物又は指定居宅介護支援事業所と同一の建物に居住する利用者
- 指定居宅介護支援事業所における1月当たりの利用者が同一の建物に20人以上居住する建物(上記を除く。)に 居住する利用者

⑪小規模事業所加算及び中山間地域に居住する者へのサービス提供加算の対象地域の明確化

5.② 特別地域加算、中山間地域等の小規模事業所加算及び中山間地域に居住する 者へのサービス提供加算の対象地域の明確化

概要

【訪問系サービス★、通所系サービス★、多機能系サービス★、福祉用具貸与★、居宅介護支援】

○ 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法において、「過疎地域」とみなして同法の規定を適用することとされている地域等が、特別地域加算、中山間地域等の小規模事業所加算及び中山間地域に居住する者へのサービス提供加算の算定対象地域に含まれることを明確化する。【告示改正】

基準

	算定要件	単位数		
特別地域加算	別に厚生労働大臣が定める地域(※1)に所 在する事業所が、サービス提供を行った場合	所定単位数に 15/100 を乗じた単位数		
中山間地域等における 小規模事業所加算	別に厚生労働大臣が定める地域(※2)に所 在する事業所が、サービス提供を行った場合	所定単位数に 10/100 を乗じた単位数		
中山間地域等に居住する 者へのサービス提供加算	別に厚生労働大臣が定める地域(※3)に居 住する利用者に対し、通常の事業の実施地域 を越えて、サービス提供を行った場合	所定単位数に 5/100 を乗じた単位数		

- ※1:①難島接両対策更施地域、②奄美群島、 ③振興山村、④小笠原諸島、辺沖縄の難島、 返奪当地帯、特別景智地帯、辺地、**過速地** 越等であって、人口配度が希薄、辺地、が進か不 使等の理由によりサービスの確保が著しく 田難な地帯及び特別集団帯、②辺地、 ※2:②景雲地帯及び特別集団帯、②辺地、 ②生息地間対策実施技術、(2)独立東山は
- ③半島振興対策実施地域、④特定農山村、 ⑤週離地域 ※3:御藤島振興対策実施地域、②奄美群島、 ③豪奮地帯及び特別豪奮地帯、④辺地、⑤ 振興山村、⑥小笠原諸島、②半島振興対策 実施地域、⑥特定農山村地域、⑨過酸地 域、⑩沖縄の離島
-) 厚生労働大臣が定める中山間地域等の地域(平成21年厚生労働省告示第83号)及び厚生労働大臣が定める地域(平成24年厚生労働省告示第120号)の規定を以下のように改正する。

《現行》 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法(令和三年法律第十九号)第二条 第一項に規定する過度地域



(本文定体)
過酸地域の持続的発展の支援に関する特別措置法(令和三年法律第十九号)
第二項により公示された過酸地域

○管理者要件及び経過措置について

1 要件

令和3年4月1日以降、居宅介護支援事業所管理者となる者は、いずれの事業所であっても主任介護支援専門員であることとする。

ただし、以下のような、主任介護支援専門員の確保が著しく困難である等やむを得ない理由がある場合については、管理者を介護支援専門員とする取扱いを可能とする。

① 令和3年4月1日以降、不測の事態(※)により、主任介護支援専門員を管理者とできなくなってしまった場合であって、主任介護支援専門員を管理者とできなくなった理由と、今後の管理者確保のための計画書(別添)を保険者に届出た場合

なお、この場合、管理者を主任介護支援専門員とする要件の適用を 1 年間猶予するとともに、当該地域に他に居宅介護支援事業所がない場合など、利用者保護の観点から特に必要と認められる場合には、保険者の判断により、この猶予期間を延長することができることとする。

√(※) 不測の事態については、保険者において個別に判断することとな

るが、想定される主な例は次のとおり

- 本人の死亡、長期療養など健康上の問題の発生
- ・ 急な退職や転居等
- ② 特別地域居宅介護支援加算又は中山間地域等における小規模事業所加 算を取得できる場合

2 管理者要件の適用の猶予(経過措置)

令和9年3月31日までの間は、令和3年3月31日時点で主任介護支援専門員でない者が管理者である居宅介護支援事業所については、当該管理者が管理者である限り、管理者を主任介護支援専門員とする要件の適用を猶予することとしているが、指定居宅介護支援事業所における業務管理や人材育成の取り組みを促進する観点から、経過措置期間の終了を待たず、管理者として主任介護支援専門員を配置することが望ましい。

別添

管理者確保のための計画書

事業所等情報											
		介護保険事業所	番号								
事業者・開設者	フリガナ										
	名称										
事業所等の名称	フリガナ										
	名称										
. 1.の理由が	遅消される見 む	iを提出し、代替 込み 内容(方法、工程		 もな限り	具体的	に記載	なする。	٥.			

※ 当該状況を把握できる書類を提出し、代替することも可。

令和 年 月 日(法人名)

(代表者名)

※ 当該様式及び項目は、不測の事態に係る理由等の適切な届出等を担保すべく標準例として提示するものであり、当該様式 以外の様式等の使用を禁止する趣旨のものではない。